

(仮称)鳥取西部風力発電事業 住民説明会(2026年4月26日開催)におけるご質問への回答

No.	質問者の在住地区 *氏名および地番は個人情報にあたるため、掲載しておりません。	質問項目 (原文からの転記)	回答内容
1	江府町	吉原とか御机にけんせつしてはどうか？御机は希望している地域も広く◎下安井としてしっかり勉強して検討した。30基ぐらい、わけなく出来る	事業エリアに関するご提案を頂き誠にありがとうございます。 現在弊社で実施している風力発電事業は経済産業省からの認定を受けたFIT(固定買い取り制度)法に基づく事業であるため、認定当初に指定したエリアの範囲を縮小するなどは可能なのですが、指定エリアを全く違う場所に変更するなどの行為はできません。
2	米子市	地元の方で勉強会に参加されている方から浜田の事業で反対していた方が中立になったという話はよかったです。もっと賛成されている方からの意見があればよいかと。	ご意見を頂きありがとうございます。本事業への理解を深めていただくためにも、このような弊社先行事業の地元住民の皆様への考え方、経験などを本事業の地元の方にも幅広く伝えていきたいと考えております。又、今年6月に予定している福井県内の弊社風力発電設備視察会でも、視察参加者と地元の方との意見交換会を企画しております。賛成者様からも、意見発信が積極的にできるよう、今後も環境整備に努めます。
3	江府町	騒音や土砂災害のリスクを心配しています。また、風車設置及びアクセス道路施工による生態系動植物への影響も心配です。営巣、バードストライクのおそれがあることによる計画の除外、見直しや変更をしていただいたことはありがたいですが、周辺一帯が生息区域であることにより計画の中止をお願いしたいのですが、どうしたら中止していただけますか？(3町長反対ではだめですか？)後々になって、子々孫々に「なぜあの時にもっと強く反対しなかったのか！」と言われたい住民として反対をここに表明しておきたいです。	騒音や災害、生態系への影響に対するご懸念や、将来世代への責任を踏まえた反対の意思は重く受け止めています。一方で、事業の中止は単一の要因で決まるものではなく、許認可、事業性、そして地域の理解・受容性が総合的に影響する仕組みとなっています。特に、首長の反対に加えて住民の継続的かつ具体的な懸念が示されることは、事業判断に大きな影響を与える要素です。弊社としては、まずは事業計画の環境影響を丁寧に検討し、内容に応じて計画の見直しや対策の強化を含めた検討を行います。最終的に地元の理解を得られる計画となるよう、住民説明会で頂戴するご意見等を通じて随時判断していきます。
4	江府町	・前回の説明会で地盤のボーリング調査2ヶ所で行ったとのこと、設置箇所個別にするのが当然でないか。(場所が決定したのであれば)その過程で建設にふさわしくない地盤であることを認識して勇気ある撤退して下さい。 地質調査に関する許認可が必要とのことなので、その結果に期待していますがいつごろでしょうか。	地盤の安全性は重要事項と認識しています。 風力発電所の設計にあたっては、ウインドファーム認証のガイドライン等に基づき、風況だけでなく地盤や地震条件も含めた「サイト条件」の評価が必要とされており、これらを踏まえて基礎構造の設計を行うことが求められています。そのため、地盤調査(ボーリング調査)についても、初期段階では代表地点で地盤の全体傾向を把握し、その後、設備配置に応じて設置する風車の全ての箇所において詳細な地盤確認を行い、安全性を確保するという段階的な進め方を行っています。また、調査結果を踏まえ、安全な設置が困難と判断される場合には、計画の見直しも含めて慎重に対応します。なお、地質調査の実施時期につきましては、現在、環境影響評価の精査を進めている段階であり、現時点では具体的な時期を申し上げられる状況ではありません。進捗があり次第、改めてご説明します。
5	江府町	・すでに地域貢献ということで多くの物品を集落に贈られています、法的にセーフということとされているのですね。これも経産省のガイドラインですか。	地域への物品提供等については、法令上禁止されているものではなく、地域との信頼関係構築の一環として実施しています。 一方で、こうした対応は、経産省のガイドライン等で制度として位置づけられているものではないため、透明性や公平性の観点から留意が必要と認識しています。そのため、将来的には基金等の形で地域還元を仕組みとして整理し、より透明性の高い形で実施していく所存です。
6	日野町	世界の中で紛争がおきており、円安や石油関係で物価高騰がおこっている。これをふまえて風車建設は物価高騰が続けば採算があわなくなると思われるが、その際事業中止は考えておられますか	ご指摘のとおり、近年は国際情勢の不安定化や円安の影響により、資機材価格や建設コストの上昇が続いており、再エネ事業においても採算性への影響は重要な論点となっています。本事業についても、コスト上昇等の影響を踏まえながら、事業として成立するかどうかを継続的に精査しています。風力発電事業は、初期投資が大きく、長期収益で回収するという特性があるため、物価や為替の影響は無視できない要素です。ご質問のとおり、建設費の上昇、メンテナンスコストの増加などが想定以上に進んだ場合には、事業の採算性に影響が生じる可能性はあります。その場合には、コスト見直し、計画の見直し(規模・仕様等)、スケジュール調整などの対応をまず検討することになります。これらの対応を行っても事業として成立しないと判断される場合には、事業の継続自体を見直す判断もあり得ます。
7	江府町	前の説明会は分かりませんが、回数を重ねたほうが前に進むように思います。頑張ってください	ありがとうございます。従来での説明会では十分に理解されていなかった部分もありましたが、回数を重ねることで徐々に理解が深まり、議論も前進していると感じています。今後も継続的な説明会と対話を通じて意見交換を行い、関係者の皆様と合意形成が進むことができるよう、引き続き取り組みたいと考えています。
8	日野町	風力発電本当に必要なのでしょうか？ リスクが多すぎると思います。 事故 地震が多いので不安 環境への影響 オシドリ減	■風力発電の必要性 弊社は、風力発電が将来の脱炭素社会の実現に向けた重要な取り組みだと考えています。持続可能なエネルギーの確保は、次世代に安心して暮らせる環境を残すためにも不可欠なものと考えています。日本はエネルギー資源の多くを海外から輸入しており、化石燃料への依存度が高い状況です。そのため、為替変動(円安)や国際価格の高騰が電気料金に直結するほか、ウクライナ情勢やホルムズ海峡の封鎖など、地政学的リスクがエネルギー供給に影響を与えています。こうしたリスクを回避し、国内で安定的に生産できる電力を確保することは、将来的な安心・安全のためにも重要と考えています。 ■災害・地震への不安 地震や土砂災害に関するご不安については、非常に重要な点であり、当然のご懸念であると受け止めています。本事業では、まず地形や地質の状況を把握するためにボーリング調査を実施しており、軟弱な地盤が一部に確認される一方で、十分な強度を持つ地層も確認されています。そのため、各地点の地盤状況に応じて、固い層まで杭を打ち込むなどの基礎設計を行うことで、安全性を確保する考えです。また、風車やその基礎構造については、国の技術基準や土木学会の指針に基づき、大規模地震(数百年に一度規模)を想定した設計を行うこととなっています。さらに、設計内容については事業者だけで判断するものではなく、①盛土規制法・鳥取県盛土条例に基づく許可②森林法に基づく林地開発許可・保安林解除③電気事業法に基づく認可に係るウインドファーム認証(第三者機関)といった手続きを通じて、国や県、第三者機関による複数の審査を受ける仕組みとなっており、いわば二重三重のチェックが行われます。加えて、工事にあたっては斜面の安定や排水処理などにも配慮し、土砂流出や崩落のリスクを抑える設計を行うとともに、完成後も定期的な点検と必要な補修を継続して行う体制を取ります。 このように、設計・審査・運用のそれぞれの段階で安全性の確保に取り組んでおりますが、ご不安が完全になくなるものではないと思いますので、今後の検討の中でも引き続き丁寧に対応してまいります。 ■オシドリへの影響 本事業では、これまでに複数回の鳥類調査を実施しており、渡り鳥調査(2021年9～11月、2022年3～5月)に加え、2021年秋から2024年夏にかけて定点観察や夜間調査を継続的に行いました。 その結果、オシドリについては事業実施区域内で55個体、区域周辺を含めると160個体を確認しています。一方で、風車の羽根が回る高さ(地上約24.5m～195.5mの範囲)において、オシドリが飛翔している状況は確認されておらず、風車との衝突の可能性は現時点では極めて低いと考えています。 これは、オシドリが主に湖沼周辺や谷沿いの低い空間を移動する傾向があるという生態とも整合しています。 ただし、鳥取県の象徴でもある種であることは十分に認識しており、影響を過小評価することのないよう、今後も風車の配置や運転方法について慎重に検討し、運転開始後に万一バードストライクが確認された場合には、速やかに原因を分析し、必要な対策を講じます。

9	伯耆町	浜田の反対のリーダーが中立になられた説明をくわしくされたら良かった。 高い位置のところの音の影響について説明されたらもっと人が集まると思います。	本事業への理解を深めていただくためにも、弊社先行事業の反対地元住民の方がどのようにして中立になられたかなど、経緯、経験などを本事業の地元の方にもっと幅広く伝えたいと考えていますので、現在実施している説明会・勉強会に今後も積極的に参加していただきますようお願いしたいと思っています。
10	江府町	1.騒音が43dBをこえるということで1基じょがいされた その他も42までということでこれからも43dbを超えてくるのではないかと 例えば風力の強さなどによって 2 予測とか仮定とかが使われているが、私にはそれが正しいものかどうか分からない	騒音が43dBを超過する可能性についてですが、今回1基を除外した理由は、特定の騒音評価地点において、現況値に対して許容される増加量(現況+5dB)を1dB上回る予測結果となったためです。このため、当該地点への影響が大きいと考えられる風車を除外し、基準内に収まるよう計画を見直しています。一方で、「風が強い場合などに他の地点でも同様に43dBを超えるのではないかと」とのご懸念についてですが、騒音予測は風速や風向などの条件を踏まえたうえで、一定程度厳しい条件を設定し実施しています。そのため、予測にあたっては風車の影響が最大となるように条件を設定して算出しています。ただし、自然条件の変動により一時的に値が変動する可能性は否定できません。この点については、発電所稼働後に事後調査(モニタリング)を実施し、実際の騒音状況を確認することとしております。その結果、環境省の指針値を超過する場合や、予測結果よりも悪化する傾向が確認された場合には、原因の究明を行い、その結果に基づいて運転方法の見直し等の環境負荷低減措置を講じる計画です。
11	江府町	3 住民はじめ議員3町長が反対しているのに何故強行されるのか？私は狭い地域に多くの又大きなものを建設することに反対しています。 4 34基から22そして20基へと変更されるようなので一度ノーサイドとして住民と話し合いながら計画を立ち上げてほしい	ご指摘のとおり、住民の皆さま、議員、3町長のいずれからも反対の意見が示されている中で事業が進んでいることについては、強い違和感や、ご不安を感じられている点は弊社としても認識しています。まず、現在の段階は「最終的な実施が決まっている段階」ではなく、調査・検討と合意形成を並行して行っている段階です。事業者として検討を継続していることから、外から見ると「強行している」ように見える状況が生じているものと推察します。一方で、首長、議会、住民の反対が重なっている状況は、事業として重く受け止めるべき状況であり、事業の成立に直接関わる重要な要素であると考えています。ご指摘のように、34基 → 22基 への見直しは事業性の観点から、22基→20基への見直しは環境影響の観点からそれぞれ計画を変更していますが、こうした検討過程を住民の皆様へ開示してもなお、様々なご不安や事業者への不信感が解消されていない状況があることも事実です。ご提案の「一度ノーサイドとして住民と話し合いながら計画を立ち上げてほしい」という点については、合意形成の在り方として重要な視点と捉えていますが、現在は環境アセスの調査・予測・評価の結果を踏まえた事業計画の見直しの最中です。環境影響へ配慮した事業計画について皆様からご意見を頂戴しながら、計画の実現性を判断したいと考えています。
12	日野町	質問は特にありませんが、皆さんからの不安を感じる部分も多くありました。現在の調査がすべてではなく、質問された内容を再度調査を行い、具体的な結果を伝えるようにしてはどうでしょうか？SDGsの時代、自然エネルギーはとても重要だと考えます。 できるかどうかはわかりませんが、できるだけ不安をとりのぞける状態がいいのではと思います。がんばって下さい	ご意見誠にありがとうございます。 ご指摘頂きましたよう、環境影響調査の項目だけでなく利水調査なども皆様のご懸念に可能な限りお応えできるよう実施する所存です。 引き続きのご意見・ご助言を賜れますよう、よろしくお願ひします。
13	伯耆町	◎作業道路建設により大雨が降った場合に水の流れに変化が起こるのでは	作業道路の建設に伴い、地表面の形状が変わることで、雨水の流れに一定の変化が生じる可能性があることは一般的に認識されています。特に、大雨時における表面流の増加や流下経路の変化への配慮が重要となります。このため、本事業においては、道路整備にあたって以下のような対策を講じることを基本としています。 ・道路脇に側溝や排水路を設置し、雨水を分水嶺に従い適切に集水・誘導する。 ・水の流れを分散させ、1か所に集中しないよう排水計画を立て設計に反映する。 ・必要に応じて沈砂池等を設け、土砂の流出を抑制する。 また、設計にあたっては降雨条件を考慮し、集中豪雨時にも過度な流出や周辺への影響が生じないよう配慮します。 ご懸念の河川への影響についても、こうした排水対策により、①河川への流入量が急激に増加しないこと②土砂流出等による河川環境への影響を抑えることを目的として計画しています。 さらに、工事中および発電所稼働後においても、排水施設の点検・維持管理を行い、必要に応じて補修や改善を実施します。 以上のように、作業道路の整備による水の流れの変化については、設計段階から適切に考慮し、周辺環境への影響を最小限とするよう対応します。
14	伯耆町	◎オオサンショウウオの生息地ですが国の許可は？	鳥取県西部地域にオオサンショウウオが生息していることは事業者として認識把握しており、過去の現地調査において河川中の環境DNA調査および事業実施区域内の踏査調査の際にも観察調査を行っています。今後関係機関と協議を行い影響が想定される河川を専門家や地元の文化財保護局と確認を行ったうえで指導やアドバイスのもと、必要に応じて追加調査を行います。調査の結果、オオサンショウウオが生息する可能性が高いと判断された場合は文化財保護法に基づく現状変更の許可申請を行い許可を得てから施工します。
15	伯耆町	◎発電機以外の施設を建設する予定は？ それは何処？	発電機のほかに送電を行うための送電線の敷設に公道を利用して行います。 また、中国電力ネットワーク株式会社様の鉄塔へ接続するための連系変電所を伯耆町の二部変電所付近に設置する計画です。

16	伯耆町	◎二枚田風力発電視察案内は賛成集落だけ？ ☆ご返事くださいませ	二枚田風力発電所の視察に関しましては、この度の説明会にて、変電所を含む発電設備の設置場所として計画している全自治会およびその隣接自治会の区長様へ、個別訪問またはお電話にてご案内しました。区長様の連絡先等がわからない自治会様におかれましては、説明会の場のご案内に代えさせていただきます。
----	-----	------------------------------------	--

17	伯耆町	最後の質問に関して 合同会社のメリットはあくまで事業者から見たものであって我々が知りたいのは地元住民や地権者が被るであろうリスク デメリットです。資本金の少なさがそれを示しています	資本金は、合同会社の設立時における出資金のうち、資本金として組み入れることを決定した金額を指しますので、発電所稼働後の合同会社の資力を示す指標ではないため、合同会社の資本金の額によって、住民の皆様や地権者の方々にリスクやデメリットをもたらすことはありません。 むしろ合同会社の設立による親会社からの倒産隔離によって事業母体である合同会社の倒産リスクを下げることで住民の皆様のリスクを低減できていると言えます。
----	-----	---	---

18	伯耆町	1要約書、経産省意見、知事意見を汲んで本日の意見の出方がよく理解された。 未来を担う人々の参加が必要でありそのことは町も考える必要があると思う 2「町長は反対をおこさない」の意見はこの説明会を「止め」てしまうことになり残念	1. について、要約書とは、環境影響評価方法書を意味していらっしゃるかと理解しました。住民説明会時にも「これまでの質疑では、長期的な未来に向けたデメリットへの懸念が多い。20年、30年後に影響を受けるのは今の子育て世代や若い世代であるが、説明会にはそうした世代の参加が少ない。関心がないのか、情報が届いていないのかは分からないが、子育て世代にも説明会へ参加してもらうことが必要ではないか。」とご意見を頂戴しましたが、より幅広い世代の方から、本事業へ忌憚ないご意見を頂きたいと考えています。ご指摘のとおり、行政にてそうした機会の創出をサポート頂けると事業者としても大変ありがたいと考えており、継続的に各町のサポートを頂けるよう努力します。 2. については、「町長が反対していることで、この説明会が建設的な議論の場として機能しなくなってしまうのは残念だ」という趣旨の記載と理解しました。その前提で以下のとおり回答します。「町長の反対があることで議論が難しくなっている面がある」という点は事業者も感じますが、その背景には住民の不安や懸念も含まれているため、その点も踏まえてまずは地域住民の皆様との説明や対話を継続することが重要と考えます。
----	-----	---	--

19	江府町	<p>①1月初旬に江府町震度5強の地震がありました。安来から伯耆町にかけて北西～南東方向に活断層があると有識者の発言がありました。盛土の設計にこの活断層の影響を考慮されますか。</p>	<p>ご質問の、地震や活断層への対応についてご説明します。 まず、風力発電設備の設計・建設にあたっては、事業者の判断だけで進められるものではなく、①盛土規制法・鳥取県盛土条例に基づく許可②森林法に基づく林地開発許可・保安林解除③電気事業法に基づく認可に係るウインドファーム認証(第三者機関)といった手続きを通じて、国や県、第三者機関による複数の審査を受ける仕組みとなっており、いわば二重三重のチェックが行われます。具体的には、各風車建設位置ごとにボーリング調査などによる地盤調査の結果をもとに、設置の可否や設計の妥当性について審査が行われ、これに適合しない場合は建設が認められません。 そのため、盛土や基礎の設計にあたっては、地盤の状況を踏まえた安全性の確認が前提となっており、仮に調査の結果として断層などの影響が懸念される場合には、それを考慮した設計や、場合によっては設置を見直すこととなります。 また、風車の耐震設計については、超高層ビルと同等の高度な耐震設計が行われます。 入力地震波は「風力発電設備支持物構造設計指針・同解説」に基づき以下の通りです ・建設省告示1461号のスペクトルに適合した地震波 ・過去における代表的な観測波 ・敷地近傍に影響を与える断層がある場合は活断層から想定される地震波 これらを踏まえたうえで、構造解析(地震応答解析)を行い、500年に1回程度発生するクラスの大地震に対しても倒壊しない設計とすることが求められています。 したがって、ご指摘のような地震や活断層については、設計段階において必要な調査・評価を実施し、それらを踏まえて安全性が確保できる場合にのみ設置が認められる仕組みとなっています。</p>
20	江府町	<p>②事業終了後の恒久的な排水対策として何か計画はありますか。(事業中は事業者が管理点検されればよい。事業終了後地権者に引き渡されあと誰も点検管理できない)</p>	<p>事業終了後の土地の取り扱いにつきましては、事業者から地権者様へ土地を返還することになりますが、その際の排水設備や管理方法については、事前に地元の皆様や関係者と十分に協議を行ったうえで決定することとしています。 具体的には、これまでの他地域の事例では、整備した道路や排水設備について、 ①林業等での活用を見込み、そのまま利用したいというご意向がある場合 ②または原状回復を求められる場合 など、地域ごとの状況やニーズに応じて対応が分かれています。また、設備を残して活用する場合には、以下のようなケースがあり、どの主体が管理・点検を行うかについても、引き渡し前に整理することとなります。 ①自治体が管理主体となるケース ②林業事業者等が管理を担うケース したがって、ご懸念のように「誰も管理しない状態になる」ことがないよう、事業終了時には関係者間で責任の所在や維持管理の方法を明確にしたうえで引き渡しを行う考えです。</p>
21	江府町	<p>・行政、町民ともに反対意見多い中あえて事業を進めるのはなぜ</p>	<p>3町長の反対は重く受け止めておりますが、それが直ちに町民全体の意思を一義的に示すものとは限らず、また法的手続上も即座に事業停止となる仕組みにはなっていません。一方で、住民の意向が軽視されているとの受け止めが生じている可能性は重要な課題であり、今後は、条件の明確化や情報公開を通じて、実質的な合意形成を丁寧に進めていくことが不可欠と考えます。</p>
22	江府町	<p>・近年異常気象で考えられない雨風による災害が発生している。小川が川となりはらんした現実がある。どう考えても切土盛土を行っても不安である</p>	<p>鳥取県の定める、林地開発許可制度における指針では降雨強度(設計雨量強度)は、30年確率60.7mm/h(時間当たり60.7mm)であり、鳥取県において林地開発許可を受領することが近年の気候変動による豪雨災害の対策の一つになると考えております。これに将来の異常気象のリスクに備え降雨変動倍率(1.1倍～1.2倍)を適用し、より将来の豪雨に対応できる安全対策を図ります。</p>
23	江府町	<p>・3町の住民に対してアンケートを実施して事業をしないを図ってほしい</p>	<p>ご提案いただいた「3町の住民アンケートにより事業の可否を判断すべきではないか」という点については、地域のご意向を重視すべきというご指摘であると認識しています。一方で、事業の可否に関するアンケート調査を実施することは考えていません。その理由としては、回答率や回答者の属性によって結果が大きく左右される、賛否の理由や懸念の内容が十分に把握できないといった点があり、単純な多数で判断することが必ずしも実態を正確に反映するものではないと考えています。本事業については、特定の手法(アンケート等)により一度に結論を出すのではなく、複数の要素を総合的に踏まえて判断するものと考えています。具体的には、住民の皆さまからの個別・継続的なご意見、説明会や勉強会でのご指摘、首長や議会の判断、環境影響や安全性に関する評価等を総合して判断する必要があります。そのため、アンケートは実施しないものの、住民の皆さまのご意見が十分に把握されているかという点は重要な課題と認識しています。今後は、勉強会・説明会の継続、個別のご意見の丁寧な把握、情報発信の強化などを通じて、形式的な集計ではなく、内容を踏まえた形でのご意向把握に努めていく考えです。</p>
24	伯耆町	<p>30年後に実施してよかったなと思うようにしてほしい</p>	<p>ご意見誠にありがとうございます。30年後、地域の皆様および皆様のご子息の方々と共に、「この事業を実施してよかった」と感じられる進め方が重要だと考えます。</p>

			<p>事業の採算性が見込めなくなった場合、着工前に事業を中止する可能性があります。事業の採算性が見込めなくなる要因のひとつとして、事業に必要な全ての許認可の一部を得られない場合が想定されます。本事業に関係する主な許認可については、法律上は県や国が判断する制度が多く、必ずしも市町村長の「正式な同意」がなければ許可されない仕組みではありません。しかしながら、実際の手続きや審査の運用においては、市町村や地域の理解が得られていない場合、許可が成立しない、または大幅な見直しが必要となる仕組みになっています。本事業では、特に以下の手続きにおいて、市町村長の判断が直接的に影響します。</p> <p>① 町有地の利用 本事業において町有地又は財産区所有地を利用する場合には、地方自治法第238条の4第7項に基づき、市町村長による使用許可又は貸付が必要となります。特に財産区の土地については、地方自治法第296条の3第1項に基づき、市町村長が行う財産の管理・処分のうち重要なものについては財産区管理会の同意を要するとされています。このため、当該財産の利用にあたっては、市町村長の判断に加え、財産区管理会(地元構成員により組織される)の意思が制度的に反映される仕組みとなっています。これら承認が得られない場合には、事業用地としての確保が困難となり、計画の成立に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>② 法定外公共物(里道・水路等)の占用許可 本事業区域内には、里道(赤線)や水路(青線)などの法定外公共物が含まれる場合があります。これらは市町村が管理する公有財産であり、公の施設として条例に基づき管理されています。これらを通路として継続的に利用したり、排水設備や橋などの工作物を設置する場合には「占用」に該当し、事前に市町村長の許可を受ける必要があります。以上より、本事業で法定外公共物を利用する場合には、各町の条例に基づき事前に占用許可を取得する必要があります。なお、許可の可否によっては事業計画に影響を及ぼす可能性があります。</p>
25	江府町	断層等国の許可以外で風力発電事業を中止する場合はどんな理由がありますか？	<p>■その他の手続きとの関係 ① 環境影響評価(環境影響評価法) 環境影響評価においては、事業の計画や内容を検討する過程で、住民や地方公共団体の意見を幅広く聴取し、その結果を事業内容に反映させる仕組みが法律上位置付けられています。具体的には、環境影響評価法第1条において、環境影響評価の結果を事業内容の決定に反映させることにより、環境保全への適正な配慮を確保することが制度の目的として定められています。この手続の中では、市町村長は方法書や準備書の段階で意見を述べることができ、その意見を踏まえて都道府県知事が意見を取りまとめる仕組みとなっています。実際に、環境影響評価法に基づく手続では、知事は関係市町村の意見を聴いたうえで事業者に対して意見を述べることでされており(同法第10条関係)、市町村長の意見が上位の行政判断に反映される構造となっています。さらに、この知事意見や評価書の内容は、最終的に許認可権者や主務大臣による審査・勧告等の判断材料として用いられることとなります。環境影響評価制度は許可の可否を直接決定する制度ではありませんが、評価結果や関係機関の意見が事業内容の修正や許認可判断に反映される仕組みとなっているため、実務上は市町村長の意見が知事意見や国の判断に影響を与える可能性があります。そのため、本事業においても、市町村長から提出される意見については、都道府県知事意見等を通じて最終的な行政判断に反映される可能性がある重要な要素として位置付けられています。</p> <p>② 林地開発許可(森林法) 林地開発許可制度においては、森林法第10条の2第2項により、「開発行為により土砂災害、水害、水資源への影響又は環境の著しい悪化のおそれがある場合には許可されない」と規定されており、これらが許可判断の基準となっています。一方で、同条第6項においては、「都道府県知事は、許可に際して関係市町村長の意見を聴かなければならない」と規定されています。このため、市町村長は開発行為が地域に及ぼす影響(防災、生活環境、景観等)について意見を述べることができ、その意見は、上記第2項に定める「災害の防止」や「環境保全」の判断に直接的に影響を与えます。したがって、市町村が地域への影響が大きいと判断した場合には、その内容が第2項の不許可事由に該当すると評価される可能性が高く、結果として許可が困難となる場合があります。</p> <p>以上のとおり、法律上は市町村長の「同意」が必須ではない制度もありますが、町有地の利用、法定外公共物の占用といった手続きに加え、環境アセスメントや林地開発許可の審査において市町村の判断が大きく影響することから、市町村の理解と承認が得られなければ、事業は実質的に成立しない仕組みであると捉えています。</p>
26	江府町	先日も地震がありました。このような大きな構造のものを建てる事には不向きな地盤のもろい地域であることは明白です。地震については予測不能な部分も大きく、エビデンスが取れるものではないですし、建設は絶対してはならないと思います	<p>ご指摘のとおり、近年の地震の発生状況を踏まえると、この地域の地盤や災害リスクについて不安を感じられるのはもともとであり、特に大規模な構造物の設置に対して慎重であるべきというご意見は重く受け止めています。まず前提として、地震は発生時期や規模を事前に正確に予測することはできず、一定の不確実性があるという点はご指摘のとおりであり、事業者としてもそのリスクを前提に検討しています。こうしたリスクを踏まえ、本事業においては、今後、建設予定地においてボーリング調査等の詳細な地盤調査を実施する予定です。これにより、地盤の支持力、地層構成、すべり・崩壊の可能性、地盤のもろい地域なのかという点などを把握し、設計に必要な地盤条件を客観的に確認した上で安全性を検討します。さらに、風力発電設備については、設計段階での地震動の考慮、構造安全性の評価に加え、ウィンドファーム認証等の仕組みにより、第三者の視点からも安全性の確認を受けます。したがって、事業者だけでなく、外部の専門的な評価プロセスを通じて安全性の確認が行われる仕組みとなっています。一方で、いかなる構造物においても「絶対に安全」と言い切ることとはできないという点も重要であり、想定を超える地震、複合的な災害の可能性を完全に排除することはできません。そのため、技術的にどこまでリスクを低減できるかと、地域の皆様はそのリスクをどう受け止められるかの両面で考えていく必要があります。</p>
27	江府町	①参考P24 動植物評価 クマが入ってないようだがなぜか？	<p>クマについてご指摘いただきありがとうございます。今回の資料では触れておらず、ご懸念を招いてしまった点についてお詫びします。本説明会資料では、住民意見の中で特に関心の高かったオシドリについて個別に取り上げてご説明しましたが、ツキノワグマについても地域において重要な関心事項であるという認識が十分でなかった点については反省すべきと考えております。近年クマによる獣害が社会の懸念事項となっていますが、本事業によるクマ獣害発生の可能性に留意し、住民の皆様や行政機関と協力し、ご心配を取り除けるよう取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>動植物の環境影響評価においては、環境省レッドリストや鳥取県レッドリスト等に基づく重要種を中心に対象種を選定していますが、ツキノワグマについても現地調査において爪痕や糞が確認されており、生息が確認されている種として認識しています。</p> <p>今後は、確認された位置や樹林伐採による環境改変の程度などを踏まえ、ツキノワグマへの影響についても準備書の中で予測・評価を行う予定です。</p> <p>なお、ツキノワグマは保護上配慮が必要な種でもあるため、確認位置などの詳細情報については、生息地保全の観点から公開資料では限定的な記載とさせていただきますが、県の審査会や国の審査機関に対しては必要な情報を非公開資料として提示し、専門的な観点からの確認を受けていきます。</p> <p>今回のご指摘を踏まえ、説明資料の分かりやすさや対象種の示し方についても改善していきたいと考えています。</p>
28	江府町	②P8 騒音レベルについて、低周波キヨリ 直接影響があると思われる標高の測定してないのはなぜか？	<p>「風車の騒音(特に低周波音)について、影響が出やすいと考えられる標高(高低差のある地点など)で、なぜ測定・評価をしていないのか？」というご質問の趣旨と理解しました。その上で以下のとおりご回答します。</p> <p>高台で騒音調査を行うべきではないかというご指摘についてですが、騒音は距離が離れれば弱くなります。風車を設置する稜線から谷部を挟んだ反対側の稜線までは、通常、谷部を含むため、谷部にある住宅までの距離より遠くなりますので、谷部にある住宅での測定を行えば問題ないと考えています。もし、反対側の稜線にある高台でご懸念の地点があれば具体的にご教示ください。風車からの距離、地形等をもとに測定が必要な場所であるかどうかを検討します。</p>
29	江府町	③市町村レベル 再生エネルギー設備接地に関する条例があった場合、御社はどの様に対応されるのか？	<p>本質問については、景観や環境に関する条例など、再生可能エネルギー設備の設置に現行より厳しいルールが適用される場合を想定し、ご回答します。</p> <p>弊社は、国の法律だけでなく市町村の条例も当然ながら遵守します。より厳しい条例がある場合は、設備の配置や規模、景観などを見直し、地域への影響をできるだけ小さくする対応を行います。また、自治体や地域の皆さまとも丁寧話し合い、ご理解をいただきながら進めます。</p>
30	江府町	④P33 流量増率21%であるなら単純計算で1ha増水に対して2.1cm像がする。下流域岸本米子日吉津への影響が出ると思うがその対策は？	<p>流量増加(氾濫リスク)に対する治水対策として、想定しているのは、①調整池の設置(ただし、弊社の建設着工済の事業においては調整池の設置事例はありません。)②沈砂池の規格の詳細検討など、雨水を貯めてゆっくり流す保水機能を強化します。「鳥取県林地開発の許可に係る技術等運用規定」に基づいた詳細設計をします。ただし、弊社の建設着工済の事業においては調整池の設置事例はありません。</p>

意見として

- ・一方的な説明で違和感を覚える
- ・超低周波とても不安です
- 住民に影響を与えるなら建設は不可
- ・鳥取県西部に影響をおよぼすなら不可
- 雨水の量はハンパないです。
- ・景観に影響を及ぼすなら建設は不可
- 風車を撮影しには人は来ないと思う
- ・データは全部出す事
- ・18番がクマタカの飛翔ルートで除外されるのであれば1～17番も除外されるべき

1. 「一方的な説明で違和感を覚える」

この点については、説明のあり方として課題があると認識しています。今後は、勉強会や説明会での質疑の充実、双方向の意見交換の機会の拡充、検討途中の情報の共有などを通じ、一方的な説明ではなく、対話を重視した進め方に改善していきたいと考えています。

2. 「超低周波がとても不安」「住民に影響があるなら建設は不可」

低周波音については、感じ方に個人差があり、不安の声があること自体を重要なものと認識しています。

弊社としては、事前の評価にとどまらず、運転開始後の状況確認やモニタリングを通じて、影響の把握と必要な対応を継続的に行っていく考えです。

3. 「西部全体に影響を及ぼすなら不可」

本事業は3町を中心とした計画ですが、景観・環境影響については広域的な視点も必要であり、影響範囲の整理と情報共有の範囲を検討する必要があると認識しています。

4. 「雨水の量は半端ない」

ご指摘の点は非常に重要であり、造成による雨水流出の増加、土砂災害リスクについては、排水計画・斜面安定対策等により影響を抑えることが前提となります。

また、地盤調査やボーリング調査を踏まえた設計を行うことが重要と考えています。

5. 「景観に影響があるなら不可」「観光にはならない」

景観については個人差が大きい分野であり、見え方(可視範囲)、規模感などを客観的に示した上で、地域として受容可能かどうかを議論する必要がある論点と認識しています。

6. 「データは全部出すこと」

情報公開については重要なお指摘であり、可能な限り透明性の高い情報提供を行う方針です。一方で、例えば情報公開条例等において非開示情報に分類される、希少動物の生息位置、個人情報や安全上配慮が必要な情報については、保全や安全の観点から公開範囲に制約がある点についてご理解ください。

7. クマタカ等の影響について、「18番が除外されるなら他も除外すべき」

この点については、個別の地点ごとに調査結果を踏まえて判断しております。飛翔ルート、営巣との関係、利用頻度などにに基づき、影響の程度に応じて配置の見直しを行うという考え方になります。したがって、一律に全て除外するのではなく、科学的な評価に基づき個別に判断する必要があります。